

# 令和8年度 群馬県立太田女子高等学校 部活動方針

令和8年4月

## 1. 部活動の目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2. 目標及び方針(「学校経営方針」より抜粋)

- (1) 勉学と部活動・生徒会活動の両立を図り、高校生活の充実とよき校風をつくる。
- (2) 合理的で効果的な部活動の推進に努め、健康・情操・学力の調和的発達・向上に努める。
- (3) 一人ひとりを活かし、個性や協調性を伸ばす合理的で達成感溢れる部活動

## 3. 設置する部活動

運動部 15 部、文化部 15 部を次のとおり設置する。また、同好会 4 団体を設置する。

### 【運動部】

空手部、弓道部、剣道部、サッカー部、水泳部、ソフトテニス部、ソフトボール部、卓球部、ダンス部、テニス部、登山部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、陸上競技部

### 【文化部】

アニメーション部、演劇部、音楽部、外国語研究部、華道部、軽音楽部、茶道部、書道部、JRC 部、新聞部、吹奏楽部、美術部、文芸部、フォークソング部、理科学研究部

### 【同好会】

クッキング同好会、スカバンド同好会、ブラックダンス同好会、競技かるた同好会

## 4. 活動日及び活動時間等

### (1) 週当たりの休養日の設定

週 1 日以上休養日を設定することを原則とする。ただし、大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

### (2) 長期休業中の休養日の設定

「(1)週当たりの休養日の設定」に準ずる。

なお、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設定する。

### (3) 活動時間

- ① 1 日の活動時間について、平日は原則 2 時間程度、休業日は原則 3 時間程度とする。できる限り合理的で効果的な活動に努める。

② 練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分留意して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(4) 朝練習

朝練習を行う場合は、その趣旨等について、生徒と保護者・顧問等が共有した上で、希望者による自主練習として行う。

(5) 定期考査前及び定期考査期間の活動

① 定期考査後1週間以内に大会等がある場合は、許可申請の上で、原則、1日1時間程度の練習を認める。

② 定期考査後1週間以内に大会等がない場合は、原則、部活動(自主練習も含む)は禁止とする。

## 5. 部費の徴収

各部において部費を徴収する場合は、必要最低限の金額とし、保護者の理解を得た上で徴収する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。

なお、会計の管理は一人の職員ではなく、複数の職員で行う。

## 6. 参加する大会等の精選

生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等の精選に努める。

## 7. 部活動の運営

(1) 外部指導者

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、「部活動検討委員会」を設置し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて検討する。委員会の設置及び実施に当たっては、「学校評議員会」の活用にも留意する。

## 8. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

部活動の実施(大会や練習試合等の参加の可否及び参加形態等を含む)に当たっては、群馬県、群馬県教育委員会、群馬県高等学校体育連盟、群馬県高等学校文化連盟、各団体等の示す通知やガイドライン、対応マニュアル等に従い、感染防止の徹底を図る。

## 9. その他[校内止まり]

### (1) 「活動計画書」「実績報告書」の作成・提出

- ① 顧問は、月ごとに「活動計画書」(別紙様式)を作成し、前月末日までに校長に提出する。作成に当たっては、「4. 活動日及び活動時間等」に則り、生徒が安全に活動を行い、顧問の負担が過度とならなないように留意する。
- ② 顧問は、1か月の活動が終了後、「実績報告書」(別紙様式)を作成し、翌月7日までに校長に提出する。
- ③ 「活動計画書」「実績報告書」は、校内ネットワークを活用して電子データで提出する。
- ④ 顧問は、各部の活動方針や活動計画などについて、適宜、保護者等に説明し、部活動の適切な実施について、理解と協力が得られるように努める。

### (2) 適切な指導の実施

- ① 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう努める。

- ③ 文化部においても、それぞれの活動の特性を踏まえつつ、2に準じて取り組む。

### (3) 体罰等の許されない指導の未然防止

顧問等は、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わない。

特に、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを未然防止するための取組を行う。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対策

県や県教委をはじめとする関係機関の方針等は頻繁に変更が加えられるので、常に最新の情報に留意をしながら、感染防止の徹底に努める。特に、下校時の飲食等をしないよう指導を徹底する。